



●オンライン参加の場合→[https://tkp-jp.zoom.us/webinar/register/WN\\_J1pHqnIvSE6y0j6zGW4Qtw](https://tkp-jp.zoom.us/webinar/register/WN_J1pHqnIvSE6y0j6zGW4Qtw)

上記URからお申し込みください。追ってメールでオンラインID等をお知らせします。

【お問合せ先】

・職業安定課 (022-299-8061)

---

2. 新型コロナウイルス感染症に係る「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」の開設期間を延長します

～小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間を延長しています～

---

宮城労働局雇用環境・均等室に設置しています労働者からの相談内容に応じて企業への小学校休業等対応助成金の活用の働きかけ等を行う「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」の開設期間を令和4年6月30日まで延長します。

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業や、子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した等の理由で小学校等を休んだことにより仕事を休まざるをえない保護者の皆様に支援するための「小学校休業等対応助成金・支援金」の対象となる休暇の期間は令和4年3月31日まで延長しています。(申請期限：令和4年5月31日)

助成金は労働者を雇用する事業主の方、支援金は委託を受けて個人で仕事をする方が対象です。

○支給額

【助成金】：有給休暇（労基法上の年次有給休暇以外）に支払った賃金相当額×10/10

※支給上限が変更になります。

令和4年1月～2月：1日あたり11,000円

令和4年3月：1日あたり9,000円

（申請の対象期間中に緊急事態宣言対象区域・まん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（以下「対象地域」）に事業所のある企業：15,000円）

【支援金】：就業できなかった日について、1日あたり定額で、

令和4年1月～2月：1日あたり5,500円

令和4年3月：1日あたり4,500円

（申請の対象期間中に対象地域に住所を有する方：7,500円）

■詳細はこちらをご覧ください

特別相談窓口

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21202.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html)

小学校休業等対応助成金

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

小学校休業等対応支援金

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)

■本助成金・支援金の問合せ先：電話（フリーダイヤル）0120-60-3999、受付時間9：00～21：00（土日・祝日含む）

■特別相談窓口（宮城労働局雇用環境・均等室）：電話022-299-8844、受付時間 8：30～17：15（土日・祝日・年末年始を除く）

---

3. 令和4年1月13日から「業務改善助成金」に「特例コース」が新たに設けられました！

---

「業務改善助成金」は、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）の引き上げに対する助成金です。

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成します。

●対象となる事業者（事業場）

・新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者・令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（※引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで、遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合には、当該要件に該当するものと取り扱われます）

・引き上げ前の事業場内最低賃金と宮城県の最低賃金の差額が30円以内の事業場

●支給要件

- ・就業規則等により、引上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引上げ後の賃金額を支払っていること
- ・生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと

●助成額

- ・引上げ労働者数1人の場合 30万円
- ・引上げ労働者数2人～3人の場合 50万円
- ・引上げ労働者数4人～6人の場合 70万円
- ・引上げ労働者数7人以上の場合 100万円

●助成率

- ・対象経費の合計額×補助率3/4

●助成対象

- ・生産性向上等に資する設備投資等  
機械設備（PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象）、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など
- ・上記に関連する経費（「生産性向上等に資する設備投資等」の額を上回らない範囲に限る）  
広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

●申請期限

令和4年3月31日まで

このコースの概要及び支給要領、申請書類及び申請書類の記載例は、下記URLをご覧ください。

○業務改善助成金特例コース

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/zigyonushi/shienjigyoyou/03\\_00026.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyoyou/03_00026.html)

【お問合せ先】

業務改善助成金コールセンター（03-6388-6155）  
雇用環境・均等室（022-299-8844）

---

#### 4. 「もにす認定企業」続々誕生!

---

もにす認定制度は、令和2年4月に施行された障害者雇用に関する優良な取り組みを行う中小事業主様を認定する制度です。認定を受けられますと障害

者の雇用と定着に積極的に取り組む優良な事業主として社会的認知度を高めることができます。

宮城労働局においては今年度、既に3社が認定を受け、今後も認定企業の誕生が見込まれています。

認定に向けてご関心をお持ちいただける事業主様はご遠慮無く下記担当までお問い合わせ下さい。お待ちしております。

認定を受けられた企業の紹介はこちらから↓

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/Monisu-nintei.html>

【お問合せ先】 職業対策課 (022-299-8062)

---

5. 「くるみん認定」企業として2社を認定しました！

---

宮城労働局では次世代育成支援対策推進法に基づき2社（くるみん認定）を認定しました。

・認定企業

◇株式会社一の坊

（仙台市、宿泊業・飲食業、1回目）

◇株式会社ウエル

（仙台市、介護事業、1回目）

「くるみん認定」は、従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業（子育てサポート企業）として、次世代育成支援のための行動計画を策定した企業のうち、一定の基準を満たした企業を認定する制度です。

認定企業の詳細など

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/120/124/12441.html>

【お問合せ先】

雇用環境・均等室 (022-299-8844)

---

6. 令和4年2月以降の雇用調整助成金等の特例措置等について

---

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、令和

4年1月以降3月末までの期間については、下記のとおりとなります。

(1)「雇用調整助成金」について

- ・業況特例・地域特例について、3月末まで現行の日額上限・助成率の特例を継続
- ・原則的な措置は、3月末まで現行の助成率の特例を継続しつつ、日額上限は、1月から2月は11,000円、3月は9,000円に段階的に見直し

(2)「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」について

- ・地域特例について、3月末まで現行の日額上限・支給率を継続
- ・原則的な措置は、1月～3月末まで現行の支給率を維持しつつ、日額上限を8,265円に見直し

【お問合せ先】

- ・雇用調整助成金  
職業対策課 (022-299-8063)
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金  
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金  
コールセンター (0120-221-276)